

第 36 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 24 年 12 月 3 日 (月) 10:00～12:06

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 津谷 典子

(委 員) 廣松 毅

(専 門 委 員) 大江 守之、濱 博文、望月 久美子

(審 議 協 力 者) 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、東京都、神奈川県

(調 査 実 施 者) 総務省統計局統計調査部：岩佐国勢統計課長ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：空閑調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか

4 議 題 住宅・土地統計調査の変更について

5 議事録

津谷部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 36 回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

私は統計委員会委員で、この部会の部会長を務めさせていただきます、慶應義塾大学の津谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今日は第 1 回目の住宅・土地統計調査の変更についての審議でございます。委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、御出席いただきましたことに御礼を申し上げます。

今回の審議案件は、去る 11 月 28 日の第 59 回統計委員会において、総務大臣から諮問された住宅・土地統計調査の変更についてでございます。

今回審議をお願いいたします委員及び専門委員については、お手元に資料 4-1 として名簿をお配りしておりますが、名簿の順に一言自己紹介をお願いしたいと思います。

今日は、白波瀬委員が所用により御欠席ですので、廣松委員から順にお願いいたします。

廣松委員 情報セキュリティ大学院大学の廣松と申します。よろしくお願いいたします。

大江専門委員 慶應義塾大学の大江と申します。よろしくお願いいたします。

濱専門委員 大和ハウス工業で渉外部長をしております濱と申します。よろしくお願いいたします。

望月専門委員 東急住生活研究所の望月です。今回初めてで何を言ったらいいのか戸惑っている状態です。よろしくお願いいたします。

津谷部会長 また、審議協力者として関係府省、地方公共団体からも御参加をいただいておりますので、座席順に一言自己紹介をお願いいたします。

それでは、財務省からお願いいたします。

財務省 財務省大臣官房の山川と申します。何とぞよろしくお願いいたします。

文部科学省 文部科学省生涯学習政策局の土山と申します。よろしくお願いいたします。

厚生労働省 厚生労働省統計情報部の上田と申します。よろしくお願ひいたします。

農林水産省 農林水産省統計部の寺本と申します。よろしくお願ひいたします。

国土交通省 国土交通省総合政策局の金子と申します。よろしくお願ひいたします。

国土交通省 国土交通省住宅局住宅政策課で住生活総合調査を担当しております芭蕉宮と申します。よろしくお願ひいたします。

東京都 東京都統計部の宮内と申します。よろしくお願ひいたします。

神奈川県 神奈川県統計センターの齊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

津谷部会長 続いて、事務局、調査実施者にも自己紹介をお願ひいたします。

内閣府統計委員会担当室 内閣府統計委員会担当室の空閑と申します。よろしくお願ひいたします。

金子調査官 総務省政策統括官室の金子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

佐藤副統計審査官 同じく佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

加藤主査 同じく加藤でございます。よろしくお願ひいたします。

岩佐国勢統計課長 総務省統計局国勢統計課の岩佐と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

平澤課長補佐 同じく国勢統計課の平澤と申します。よろしくお願ひいたします。

井岡係長 同じく国勢統計課の井岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

津谷部会長 ありがとうございます。

それから、部会長不在時に部会長の職務を代行する部会長代理には、従来から廣松委員にお願いをしておりますので御承知おきください。

では、最初に部会審議の方法について、皆様の御了解を得ておきたいと思ひます。

御承知かとは思ひますが、統計法では基幹統計調査の計画を承認する際の基準が定められております。そこで総務省統計審査官室がその基準に即して事前審査した結果が、資料3-1の審査メモとして本部会に示されております。

また、今回この審査メモでは、住宅・土地統計調査の前回の平成19年12月答申で示された今後の課題や「公的統計の整備に関する基本的な計画」、これは基本計画と呼んでいますが、そこで指摘されている事項等への対応状況についても整理しております。

つきましては、基本的にこの審査メモに沿って審議を行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、審議に入る前に本日の配布資料や今後のスケジュールなどについて、総務省の金子調査官に御説明お願ひいたします。

金子調査官 それでは、資料について御説明いたします。

お手元の議事次第を御覧いただければと思ひます。議事次第の4のとおり、配布資料といたしましては資料1～資料4まで4種類ございます。

資料1の統計委員会諮問資料は、去る11月28日の統計委員会に諮問を行った際の資料一式でございます。諮問文と基幹統計調査の変更についてという総務省統計局から私どもに提出された承認申請書類一式でございます。

資料2の統計委員会諮問資料の参考は、統計委員会への諮問の際に私どもが諮問の概要の説明用に使用した参考資料や、住宅・土地統計調査に係る統計委員会の前回答申、さらに公的統計の整備に関する基本的な計画、これらにおける中で課題部分について抜粋したものでございます。

資料3は部会審議に使用いたします各種資料として、私どもが作成いたしました、先ほど部会長からも御紹介がございました審査メモや、審査メモで示された論点に関する総務省統計局の回答でございます。

資料4はその他ということで、本部会の構成委員名簿や今後の審議予定に関する資料でございます。不足等がございましたら御確認の上、事務局までお申し付けいただければと思います。

続きまして、今後の審議のスケジュールについて御説明いたします。

審議のスケジュールにつきましては資料4-2を御覧いただければと思いますが、今回の審議につきましては基本的に、平成25年2月の統計委員会で答申をいただければと考えているところでございます。そのため、本日を含めまして4回の部会審議をお願いしたいと考えております。

審議に当たりましては、最初に私どもから審査メモの内容や論点について御説明をいたしまして、その後、総務省統計局から必要に応じて補足の説明等をしていただきます。それを受けて皆様方に御審議をいただきたいと考えております。

本日は前回の住宅・土地統計調査の部会審議に御参加いただきました大江専門委員もいらっしゃいますので、1回目の部会では住宅・土地統計調査の前回答申において示された今後の課題及び基本計画において指摘されている課題、これらへの対応状況について御審議をお願いいたしまして、個別の調査事項の変更等に関する部分については、次回の部会で御審議いただくことを予定しております。

前回答申あるいは基本計画の中で関係する部分を抜粋した資料といたしましては、資料2の7ページ及び9ページを御覧いただければと思います。

なお、先週行われました諮問に係る統計委員会におきまして、樋口委員長から前回答申については、統計委員会になりまして初めての諮問第1号の答申ということもございまして、部会の場でこの課題等についてしっかり審議していただきたいという旨の御発言があったところでございます。

先ほど申しましたが、12月14日に開催いたします2回目の部会では、順次、個別調査事項の変更などの論点について御審議をいただく予定であります。

来年1月8日に開催する第3回目の部会では、本日及び次回の部会で審議し切れなかった事項や、宿題といったものについての整理等を行いたいと考えております。これら3回の部会によりまして、おおむね審議を終えたいと考えております。

審議対象であります個別事項に係る集計様式、結果表でございますけれども、その中で調査事項の変更等に伴い新たに作成される結果表の案につきましては、調査実施者である総務省統計局が作成いたしまして、本日、本部会に資料として提出しておりますが、時間等の制約から恐れ入りますけれども、部会終了後に委員、専門委員の皆様方に電子メールでお送りいたしますので、その適否等について御検討いただきまして、御意見がある場合はその内容を次回の部会までに、総務省政策統括官室へ御連絡いただければと考えております。

この関係で御意見をお寄せいただく期限等につきましては、本部会の最後に事務局から改めて御連絡をさせていただきます。

3回目の部会が終了した後に、4回目の部会までの間に部会長の御指示に基づきまして答申の骨子案を作成いたしまして、皆様方に電子メールでお送りさせていただきますので、御意見をいただければと考えております。

いただいた御意見を踏まえまして答申案を作成し、再度、事前に委員、専門委員の皆様方にお示しいたしますので、1月28日開催予定の4回目の部会において、答申案についての最終的な審議と取りまとめをお願いしたいと考えております。

スケジュールの関係等によりまして、骨子案を作成せずに直接答申案を作成するといった場合もあろうかと思いますが、その点、お含みおきいただければと思います。

以上4回の部会の審議を経まして、2月15日に開催予定の統計委員会において答申をいただく予定を考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上であります。

津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。まず総務省統計審査官室から住宅・土地統計調査の変更についての諮問の概要について御説明をいただき、引き続き調査実施者である総務省統計局から、補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

では、諮問の概要について、総務省金子調査官、御説明をお願いいたします。

金子調査官 それでは、諮問の概要について御説明させていただきます。

諮問の概要の御説明の前に、住宅・土地統計調査について簡単に御説明をさせていただきますと、お手元の資料2の5ページに「平成25年住宅・土地統計調査の概要」という資料があるかと思っておりますので、御覧いただければと思います。

住宅・土地統計調査につきましては、総務省が実施しております基幹統計調査でありまして、昭和23年の第1回以来、現在まで5年ごとに13回実施されております。

この調査の目的につきましては、資料の概要のすぐ下に「調査の目的」というところがございますけれども、こちらに記載されておりますとおり、住宅、土地の保有状況及び世帯の居住状況等の実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにするというところであります。

調査は「調査の対象」で記載されてございますけれども、全国から抽出されました約350万住戸・世帯を対象といたしまして、住宅やそこに居住している世帯あるいは住環境といった事項につきまして、調査員調査により調査している標本調査であります。

調査結果は国や地方公共団体におきまして、住宅政策あるいは土地政策といった国民の住生活に関するさまざまな行政施策の検討に当たっての基礎資料として、幅広く活用されているところであります。

今回の諮問事項でございますけれども、調査計画の内容の変更を承認することについては是非ということであります。その内容につきましては、資料2の最初の1ページ以降の「諮問の概要」で記載してございまして、後ほど調査実施者である総務省統計局からも御説明があろうかと思いますが、調査事項につきまして設問や選択肢の適正化や充実あるいは必要性の低下した設問の削除といったことを行うとともに、調査方法につきましてインターネット回答方式の導入対象、地域の拡大といったことでもあります。

今回、御審議をお願いしたい事項といたしましては、こうした調査計画の内容の変更の適否のほかに、住宅・土地統計調査につきまして先ほども少し触れましたが、平成20年に実施されました前回調査に係る統計委員会の答申及び基本計画、いわゆる公的統計の整備に関する基本的な計画で付された課題、具体的に申しますと資料2の7ページ、こちらが前回の統計委員会の答申の中で今後の課題の部分を抜粋したものであります。

9 ページが基本計画の中で住宅・土地統計調査に係る関係部分であります。こちらに記載されました課題ということで、もう一度7ページにお戻りいただきまして、まず前回の答申におきましては3点指摘をされております。

まず(1)につきましては、端的に申しますと調査事項の見直しに当たって住宅の「質」の確保の観点からの検討を行う必要があるということ。

(2)につきましては、世帯の収入構造等に関する調査事項の追加に関して検討する必要があるということ。

(3)は本調査と国土交通省で別途、一般統計調査として実施しております住生活総合調査との統合の是非に関する検討を行う必要があるということでもあります。

1枚おめくりいただきまして、基本計画につきましては、具体的な措置、方策等の中で①～③記載されておりますけれども、②、③は今、申し上げました前回答申の課題を引用しているものでございますが、①の部分は住宅・土地統計調査と国勢調査との関係やあり方の見直しという課題であります。これらの課題への対応状況の適否についても御審議いただきたいと考えております。

これらの課題の中でも、特に本調査と住生活総合調査との統合につきましては、総務省及び国土交通省におきまして、この答申等を踏まえまして、その是非を検討いたしました。その結果につきましては資料2の3ページ、諮問の概要の「3 特記事項」の(2)で端的に記載しているところでございますけれども、概要を申し上げますと、まず両省では両調査を統合した場合、調査事項が相当の量になるということで、調査事項を大幅に削減せざるを得ない状況になるけれども、両調査とも関係行政施策の検討に当たりまして重要な基礎資料を提供するものということで、調査事項の大幅な削減というものは難しいとしておるところであります。

また、両省は、両調査の統合は困難であるとしても、同時に実施することによりまして調査の効率化等が図れないかといった観点から、本年7月に両調査それぞれ試験調査を実施しておりますが、その中で一部の調査対象につきまして同時実施というものを行いましたけれども、この同時実施に伴いまして調査票の回収率が非常に低下することが明らかになったことから、同時実施も困難ということでもあります。こうした両省の対応の適否につきまして十分に御審議をいただきたいと考えております。

その下(3)を御覧いただきたいと思いますが、昨年東日本大震災で大きな被害を受けました岩手県、宮城県、福島県といった地域においては、いまだ仮設住宅での生活を余儀なくされている方が多数おられるということで、本調査の実施に当たりまして、こうした仮設住宅にお住いの方に対して調査が当たった場合には、その入居者の方々の心情に十分配慮した措置が必要なのではないか。例えば仮設住宅の入居に当たっては、そのための申請書等の行政記録情報を地元の自治体が持っているだろう。または当然のことながら仮設住宅の規格は画一的なものであるということで、そうした情報も行政機関は持っている。こういった行政記録情報を活用するなどして、報告者に余り御負担がかからないような措置も考える必要があるのではないか。この点についても御審議をいただきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上であります。

津谷部会長 ありがとうございます。

続いて、総務省統計局統計調査部の岩佐国勢統計課長から、補足説明がありましたらお願いいたします。

岩佐国勢統計課長 国勢統計課の岩佐でございます。

それでは、補足的に資料の御説明をさせていただきたいと思っております。

資料 1-1 と書いてある資料の束を何枚かめくっていただくと資料 1-4 というものがございます。3 枚ほどめくっていただけますでしょうか。これは調査の実施計画になってございます。これを用いまして調査の概要について補足的説明をさせていただきたいと思っております。

今ほど統括官室からも御説明がございましたけれども、住宅・土地統計調査は昭和 23 年に第 1 回目の調査が実施されておりました、今回第 14 回目の調査となっております。

2 にございますように、目的としては我が国におきます住宅と、それらに居住する世帯に関する調査を実施いたしまして、その実態ですとか住環境、現住居以外の住宅及び土地の保有状況などを全国地域別に明らかにすることを目的といたしております。

4 に報告を求める者という項目がございますが、調査票が甲、乙、建物調査票と別れてございます。このそれぞれの調査票につきましては何枚かめくっていただきますとカラーのところ、資料 1-6～資料 1-8 で調査票を付けてございます。

このうち、一番頭の資料 1-6、調査票甲というものがございます。これが約 300 万住戸に調査をいたします調査票でございます。1 面が世帯の構成をチョイスするようになってございます。

2 ページ目に世帯の収入がございまして、以下、世帯の家計を支える者の職業、子供の住む場所、入居、転居等の状況をチョイスするようになっています。

第 3 面からが現住居の状況でございまして、広さですとか持ち家か借家か、家賃、建設時期、設備などの項目でございまして、第 4 面が建て替えですとか増改築、改修工事、耐震に関する事項。IV、V に行きまして住居の敷地、現住居以外の土地の所有といったことについてお伺いするといった調査票になってございます。

資料 1-7 で調査票乙がございまして、これは 50 万住戸のみに聞く調査票でございますけれども、最初のほうは甲調査票と同じ調査事項になっておりました、第 3 面以降が若干変わってきております。所有者を詳細化して捉える調査票となっております、例えば、調査票の IV の部分、住宅の敷地の名義人、持ち分の割合などの調査事項が加えられております。

V につきましては現住居以外の住宅ですとか、土地の所有につきまして 5～7 面で詳細に捉えるといった調査票になってございます。

資料 1-8 は建物調査票でございますけれども、これらの調査事項につきましては、調査員が建物を外観から調査をいたします。それから、必要に応じて聞きとりをしながら記入をするといった調査票でございまして、こういったものを総合的に集計していく形でございます。

補足でございますけれども、調査票の大きさを前回 20 年調査では B 判でありましたけれども、今回は A 判化をするということで文字も拡大をしております。高齢者の世帯もふえてきているということでございますので、そういった意味でビジュアル面でも見やすい調査票に改善を図っております。

資料 1-4 にお戻りいただきたいと思います。報告を求める者でございましたけれども、調査対象者は合せて 350 万住戸でございまして、先ほど申し上げましたように甲調査票が 300 万住戸、乙調査票が 50 万住戸でございます。乙調査票は甲の内容に加えまして、現住所以外に所有する住宅、土地の内容について御報告いただくものになってございます。

(2) 選定の方法でございまして、これは調査住戸の選定の方法といったものでございますけれども、これは平成 22 年の国勢調査の約 100 万の調査区から市町村の人口規模などに基きまして、約 20 万 5 千の調査区を層化抽出いたしまして、それぞれの調査区から 17 住戸を抽出することによりまして、約 350 万住戸を抽出して調査を行うことにいたしております。

5に調査事項ですとか基準日を書かせていただいておりますが、(1)の報告を求める事項につきましては①～⑥まで記載をさせていただいております。これらにつきましては先ほどの調査票の甲、乙、建物調査票におきまして調査を行うことといたしております。調査基準日につきましては10月1日でございます。このような変更事項につきまして御審議をいただくということでございます。

6の調査方法でございますけれども、先ほどの統括官室の御説明にもございましたが、都道府県、市町村を經由いたしまして、統計調査員が調査を実施するということでございます。

調査方法といたしましては、紙の調査票の回収に加えまして今回、オンラインによる回答を可能とするといったこととしております。

以下、調査の実施期間、調査票の回収期間、集計事項、公表などについての記載をさせていただいております。

簡単でございますが、調査の概要については以上でございます。

続きまして、資料2の今回の諮問の概要につきまして補足をさせていただきたいと思っております。

今回の計画案の作成に当たりましては、東京大学の浅見先生を座長とする研究会におきまして、地方公共団体の代表者の方、国土交通省から3課長にご出席いただきまして、有識者の先生方と1年以上にわたって検討を行ってまいりました。これらの内容につきましてこれから御説明をいたしまして、御審議をいただければと思っております。

変更の概要のうち、調査票についての説明は先ほどさせていただきました。1ページの(1)～(5)が調査票の内容の修正にかかわるものでございます。それについて簡単に御説明をさせていただきます。

まず(1)の変更内容の一番上、従業上の地位といったものでございます。これは昨今の非正規雇用の増加に伴いまして、その取り方を細分化して関連する語句の修正を行ったものでございます。

その下の子の居住地に係る設問及び選択肢の変更でございますが、これは従来、記入が難しく不詳が多かったということございまして、内容の変更を行ったものでございます。

2ページ、東日本大震災関連の設問でございます。こちらは統計委員会から追加で御指摘いただいている事項でございます。これは転居ですとか被災箇所の回収といったところに関わる選択肢を追加したものになってございます。

(2)(3)は現住所以外に所有する土地につきまして、より正確に把握するために調査票、甲、乙の調査事項の内容の見直しを図っているといったことでございます。

(4)につきましては、従来、調査員が調査対象名簿に記入することによって把握をしておりました建物内の総住宅数といったものを、建物調査票で聴取することに変更させていただいたという中身でございます。

そのほか設問、選択肢の文章表現等に必要な改善を行ってございます。これらにつきましても順次、部会の中で今後内容を御説明させていただきまして、御審議をいただければと思っております。

(5)でございますが、調査手法につきましてはインターネットによる報告を、前回の20年調査におきましては15市のみで試験的に実施をいたしましたけれども、25年調査におきましては全市区町村で実施予定いたしております。また、これに伴いましてコールセンターの拡充も予定いたしております。

3ページ、特記事項の内容でございます。こちらは本日御審議いただく内容でもございますので、後ほどさらに詳しく御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、研究会における

検討ですとか、試験調査の実施結果、試験調査を実施いたしました市町村の御意見、地方公共団体などの御意見も踏まえましてこのような結論に至っておりますけれども、別途調査対象者の負担感の軽減を図るための工夫をしながら、調査を実施していきたいと考えてございます。

(3)の東日本大震災地域の仮設住宅に対する調査につきましては、御指摘のとおり入居者の心情等に十分配慮した調査が必要であると考えておりまして、現在、各地方公共団体と相談をいたしております。その中で必要に応じまして住宅の広さ、設備等の共通的な項目は地方公共団体が代理記入するなどの配慮が可能なのではないかと考えております。

以上のとおり、今回の調査の変更でございますけれども、東日本大震災の対応を主といたしまして、その他、調査を正確かつ円滑に実施いたしますとともに、事務の効率化を図ることを目的として計画案を策定いたしました。今は概要だけ御説明させていただきましたけれども、本日を含めまして4回の部会でこのあたり十分に御審議をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

津谷部会長 ありがとうございます。

以上、概要説明と補足説明をしていただきました。詳細な議論については基本的に個別事項の審議の中で行いたいと思っておりますが、総論的な話で特にここで発言をしておきたいという方がいらっしゃいましたら、どうぞ発言お願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、個別事項の審議に入りたいと思っております。本日は先ほど事務局から御説明がありましたとおり、前回答申において示された今後の課題と、基本計画において指摘されている事項への対応状況についての審議を行うこととしております。

審査メモにおいては22ページ4「(1)課題として指摘されている事項等への対応状況」を御覧ください。審議の関連資料としまして資料3-2、資料3-3、資料2の7ページもあわせて御覧いただければと思います。

それでは、前回答申において示されている今後の課題への対応状況について、1項目ごとに少し詳細に順を追って審議を行いたいと思っております。

まずは前回答申における(1)調査事項を見直す際に「質」の確保について検討を行う必要があるという指摘についてです。審査資料3-1の審査メモに沿いまして、金子調査官から御説明をお願いいたします。

金子調査官 それでは、御説明させていただきます。

先ほども申し上げましたが、平成20年の前回調査における統計委員会の答申においては、3つの事項が今後の課題ということで掲げられておりまして、そのうちの1つ目が審査メモ22ページの枠書きに記載されている調査事項の見直しに当たっての住宅の「質」の確保の観点からの検討であります。

こうしたものが前回答申に記載された背景を少し申し上げますと、昭和40年代かと思っておりますが、住宅数が総世帯数を上回るということで、住宅不足という量的な部分は解消されたという状況等を勘案いたしまして、平成18年に住生活基本法という法律が策定されて、また、それに基づく住生活基本計画といったものが制定された。こうしたことにより住宅に関する国の諸施策が、住宅の量の確保から住宅の質の確保といったものに転換されていった中で、本調査の調査事項についても確保すべき住宅の質を十分に踏まえたものが必要といった問題意識から記載されたものであります。

総務省統計局はこれを踏まえまして、今回、平成25年の住宅・土地統計調査の調査事項について、住宅施策を所管いたします国土交通省をはじめ、各府省、都道府県、有識者等、主要な

調査のユーザーからヒアリング、さらには先ほど統計局から説明がございましたとおり、研究会等も開催いたしまして、その中でこの問題を慎重に検討した結果、住宅の質については既存の調査事項により適切に把握をしているということで、従前どおりの調査事項で引き続き調査を継続するという結論に至ったということでもあります。

したがって、私どもといたしましては、こうした結論に至った検討経緯につきまして詳細に確認をいたしまして、それを踏まえ総務省統計局の結論の適否を検討することが必要と考えているところでございます。

私からの説明は以上であります。

津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から詳細な説明をお願いいたします。

平澤課長補佐 統計局国勢統計課でございます。

それでは、お手元の資料3-3に基づきまして説明させていただきます。

1枚目、前回答申の課題ということで、別紙1～別紙3という形でまとめており、それから、基本計画への対応ということで、別紙4があるという資料構成になっております。今回まず「質」の確保に留意した調査事項の見直しということでございますので、1枚おめくりいただきまして、別紙1に基づいて説明させていただきたいと思っております。

別紙1の四角囲みの中が前回の答申の課題ということで掲げられた文章となります。住宅に関する施策は量から質へということで、これはかなり昔から言われてきている状況かと思っておりますが、平成23年3月に住生活基本計画、全国計画というものが閣議決定されました。これは平成18年に10年計画で策定されたものを一部見直すものでございます。その中でハード面に加えてソフト面の充実により、住生活の向上を図るといったことが掲げられている状況でございます。

このような中、今回、調査事項の見直しに当たっては、従来の調査事項に加えてどのような質を把握する必要があるのかといったところに留意しまして、検討を行ってまいりました。

この検討に当たりましては、今回、東日本大震災発生後の最初の大規模世帯調査といったことから、東日本大震災関連の調査事項の追加を踏まえた上での質といった部分の調査事項全般に係る検討を行ってきたところでございます。

最初のステップといたしまして、調査事項に係るニーズを幅広く把握するといった観点から、各府省、都道府県等に対して要望聴取のためのアンケートを実施いたしました。その結果、ここに書いてありますとおり、新規事項について73件、変更事項、削除事項については合せて約280件程度上がってきているところでございますが、新規事項につきましては主なものを次のステップで紹介したいと思います。

変更、削除の事項でございますが、これは主に都道府県の統計担当の部局から、世帯にとって抵抗感が強い「年収」、また、世帯の負担が大きかったり、調査員事務が煩雑となる「面積」の事項についての削除・変更といった要望がたくさん届いており、このような件数となっております。

このようなアンケートを実施しまして、その次の2番目のステップといたしまして研究会の開催ということで、昨年9月に有識者、主要ユーザー、国土交通省の方にも御参加いただきまして研究会を立ち上げました。この研究会は地方公共団体の代表者といたしまして東京都の方にも御参加いただきまして、審議を行ってまいりました。

先ほど岩佐課長から申し上げましたように、研究会の座長は東京大学の浅見先生でございます。浅見先生は平成15年、20年のこの部会の専門委員でもありました。この研究会におい

て、まず、第2回の研究会で質に関する調査事項についていろいろ検討してきたところでございます。

要望としては地球環境への配慮、震災発生後の省エネルギーの意識の高まりといったことから、こういった事項を把握したらどうかといった意見もございましたので、既存の調査事項として省エネルギー関係について、既に把握している太陽熱温水器あるいは太陽光発電、二重サッシの有無等以外の事項として、資料に書いてありますとおり、風力発電装置の有無、高効率給湯器の有無、省エネ家電の把握について検討したところでございます。その後、第3回の研究会において、風力発電装置については認知度・普及率が低いこと、また、高効率給湯器については他の統計調査、これは例えば全国消費実態調査といったものが挙げられるかと思いますが、その中で一定程度情報を把握できること、省エネの電化製品についても具体には省エネクーラーとか、あるいはLED電球といったものも挙がりましたが、そもそも住宅の質に相当するものかどうかといった疑問もございまして、また、メーカー側の販売実績等にもよって把握できるといったことから、必要性が低いのではないかという結論に至ったところでございます。

参考までに住宅の設備に関する事項（トイレ（水洗・洋式）・浴室・洗面所）につきましては、平成10年の調査以降、充足率がおおむね9割程度という形で推移しておりますので、継続して把握する必要性が低いといった結論に至りまして、今回調査事項から削除することとしております。

3番目のステップでございますけれども、これまでアンケートの実施・結果の取りまとめや研究会といったところでの検討を行ってきたところではございますが、それとは別に質の捉え方といったものについて施策の立案者である国土交通省とも意見交換、ヒアリング等を頻繁に行ってきたところでございます。その中で実際に話として住宅関連資料の有無、借家の耐震診断等についての意見が出てきたところでございますが、検討に際しましては、これらの状況を世帯で把握や判断が可能なのかどうかの疑問もございましたので、現在これらの事項については特段、調査票に盛り込むといったことではございません。検討をこれまで進めてきた結論としては、把握の可能性あるいは必要性等について関係者との検討、調整を十分に行ってきたところではございますが、現状において既に「質」に関する調査事項については、住生活基本計画に照らしても十分に把握されている状況でもございまして、これら住宅の耐震診断の有無、耐震工事の有無、高齢者設備、省エネ関連の事項について、引き続き調査をするといった結論に至ったところでございます。

岩佐国勢統計課長 補足させていただきます。

「質」の確保ということにつきましては、今、申し上げましたように震災対策といったことも含めていろいろ考えてまいりましたということでございます。そういう意味では今回、震災の関連事項を追加させていただきまして、それ以外の耐震とかそういったところについては、いろんな検討をしてきた中で、従来の調査事項で把握ができているといったところでございます。

それ以外にも住宅設備に関しての事項で量的充足率が既に高いようなものについては、逆に削除していくといった見直しもさせていただいているところございまして、そういったものも含めまして調査事項につきましては、いろいろ変更もいたしておりますので、今後の個別審議の中で御説明させていただく中身もあろうかと思っておりますので、そういったところでも御審議いただければと思います。

以上でございます。

津谷部会長 ありがとうございます。

総務省統計局の説明では「質」に係る調査事項については関係者及び関係組織との十分な検討を行ったところ、現状において可能な限り適切に把握している状況であり、今回の調査では新規の追加はせずに、引き続き前回調査の調査項目を用いて把握したいという結論のようです。

このことにつきまして御意見や御質問のある方、どうぞ発言をお願いいたします。

望月専門委員、どうぞ。

望月専門委員 ここでちゃぶ台返しなことを言うつもりはありませんが、私の最初の疑問は、この部会では基本的に何を議論すべきことなのかということ。実際にこれだけ検討がされている調査の内容に関して何らかの修正とか、基本的な考え方で抜本的に見直さなければいけないということに関して、現実的に対応できる範囲というものは、あるのかないのかということ。この部会の意義がわからなかったのも、その辺の意味づけを最初にお伺いしたいというのが、まず1点あります。

次に、質の議論については単純にお聞きしたい項目ということで御理解いただきたいのですが、質を見直さなければいけないといったとき、そもそも質というものは審議の中で具体的にはどのように話し合われたのでしょうか。

つまり質と言ったらいろいろあると思うのです。全体の流れの中で今良質なストックを形成するというのが一番の大義としてあるとすれば、質を見ていきたいと言ったときに住宅の耐久性が重要視されていくのではないか。例えば物理的な耐久性であるとか機能的な耐久性であるとか、私は文化的な耐久性というものがあると思っていますのですが、例えばそういう概念化したときに質というものに対しどんな議論をされたのかがわからない。

物理的な耐久性みたいなものと耐震性や老朽化、要するに危険度みたいなものを調べ、安全という意味で確保しなければいけない。それをきちんと対応しましょうということですね。では、そういう質を把握するのにこの設問がいいのかという話や、それだけではなく質についてそれをもう少し砕いてみると、例えば機能的な耐久性と言ったときに。

津谷部会長 すみません、望月専門委員、少し簡潔をお願いいたします。

望月専門委員 要するに質という議論をされたときに、何をもちえて質とされたのかということです。

津谷部会長 わかりました。2点あるように思います。

まず1つ目は、部会での審議の意義についてですが、この部会は内閣府統計委員会に属している人口・社会統計部会ですので、政府の基幹統計調査の人口・社会統計に関するものを審議する部会でございます。これについては、金子調査官より御説明をいただきたいと思います。

2つ目は、住宅の量から質への転換についての前回の審議の内容がどうであったのかということであったかと思えます。どれぐらい準備があるのかわかりませんが、できる限りこの場でお答えできることはしたいと思えます。もし十分ではありませんようでしたら、次回説明をさせていただきたいと思えます。

金子調査官 総務省政策統括官室でございます。

最初の御質問でございますけれども、そもそもこの部会の意義は何なのか。あるいはこの部会で仮に何らかの意見が出た場合に、それは実際の計画にどの程度反映できるものなのかという趣旨であったかと思われます。まず、この部会は統計法に基づきまして統計委員会に付されました住宅・土地統計調査の調査計画の内容の変更についての是非について、資料2の諮問の概要の冒頭「1 諮問事項」にも書いてございますけれども、統計局からも御説明があった前回の平成20年調査から今回、一部調査事項あるいは調査方法を変更したい。こういったものが適当かどうかということ審議することが1点。さらにもう一点は、前回答申あるいはその政

府の統計に関する整備計画である基本計画の中で、この調査に関して付された課題について、調査実施者である統計局がいろいろと対応したことについて、その対応が十分かつ適切なものかどうか。この2点について御審議をいただくのがこの部会であります。この部会の結果については最終的に答申案という形で統計委員会に上がりまして、統計委員会で基本的には答申ということで私ども、審査部局である総務省に提示されるということでもあります。

実際、この御意見はどの程度反映されるのか。当然のことながら御意見の中には今回の計画の中で対応できるもの、あるいは非常にマクロ的な、抜本的な話で、直ちには対応できないもの、多分ご意見には色々な性格のものがあるかと思えます。当然、今回の中で対応できるものについては、調査実施者において計画の内容変更反映をしていただく。それ以上の、すぐにはなかなか対応できないといったものについては、今後の課題とし、次回調査に向けての課題であれば平成30年調査ということになろうかと思えますが、その際の課題ということで、それまでにその内容を十分検討、吟味した上で、次回調査に反映していただくといった取扱いになろうかと思えます。

私からの説明は以上であります。

津谷部会長 前回、この住宅の質についてどういう議論があったことについて内容を簡単にご説明いただきました。前回の答申ですので御説明は経過説明という面もあったかと思うのですけれども、次回にこれについてはさらに詳しく御説明をするということでもよろしいでしょうか。今回は住宅の質についてご審議を頂くということで、答申の前回の1番目の最初のところですが。

望月専門委員 それでいいのですけれども、私が質問したというのは、要は質を議論した結果として今回、調査事項の新規事項もなく、このままでいいという結論に至ったわけですね。議論と結果の整合性、こうだから見直すことはしなくてもこのままでいけますよといった、そのもう少し具体的な内容を知りたいという意味です。

津谷部会長 先ほどから資料3-3について御説明をいただきましたが、もっと詳しい内容を知りたいということでしょうか。

望月専門委員 要するに質の問題を議論しました。結果として風力は聞かなくていいです。設備系は省きました。その間がぼんと抜けて結論だけが出ている。こういう議論をしたから、これを今までのものだけでいいと判断しましたという、その間の質の議論のことを聞きたいだけです、後でももちろん結構です。私の趣旨はそのことです。

津谷部会長 これに関する研究会などが立ち上げられて、いろいろな検討が重ねられたということですので、その詳しい内容について、例えば議事録の内容をご説明するのですとか、そういうものをここで全て御説明するという時間は恐らくないかと思えます。

望月専門委員 そんな大層なことは全く言っていません。

津谷部会長 大江専門委員、お願いします。

大江専門委員 望月専門委員の御質問は、質を捉えるために幾つかの概念をつかって、その概念を具体的に数値化する指標みたいなものをブレイクダウンして議論したのではないだろうか。その概念の部分がよく見えないので、そこについて御説明いただけないかという御質問だと思っております。

津谷部会長 前回の御審議に御参加いただいた大江専門委員が何か覚えていらっしゃることはございますか。

大江専門委員 だいぶ前の話なので記憶からかなり抜けているかと思えますが、改めて望月委員の御質問を受けて、主に国土交通省と国勢統計課でいろいろ御議論されたと思うのですけ

れども、多分、質の問題というものは濱専門委員がお詳しいと思いますが、性能評価の部分とかなり関連すると思うのです。そのストックの良し悪しをどういうふうに把握するかということで、それについては居住者が答えるという点で難しい点はあるかと思いますが、多分いろいろ御議論されたのではないかと思います。その一端をお聞かせいただけないかということなのではないでしょうか。

ここに上がっているものは、どちらかと言うと表現がよくないのですが、やや些末な問題なので、風力云々とかの前にもう少し重要なことを多分議論されていて、その部分については実施上難しい等々の御判断があってこうなっているのではないかというあたりについて、少し教えていただきたいということだと思いますので、私もその点については知りたい部分なので、簡単に御紹介いただければと思います。

津谷部会長 では、もしそれに対してここで答えができましたら、お願いいたします。

平澤課長補佐 統計局でございます。

研究会の中での議論あるいはそれ以前の要望把握も含めて、また、国土交通省との調整も含めて、基本的にこの課題については質の事項としてどういう事項があるかといったよりも、まずは調査事項を毎回見直すといったことにおいて、そもそも課題の中にも調査事項を見直す際にどのような質を確保すべきかといったところに留意しつつといったことでもございますので、まず調査事項全般を見直すことが一番の作業としてはございました。その中で統計調査、世帯に対して調査票を把握して内容を確認するといったことでもございますので、客観的に事実を捉えられるものかどうかといった観点から検討を進めてきたところでございます。

質につきましては、ここにも書いていますとおり、様々な考え方、捉え方といったものがあるということでもございますが、調査事項全般を検討する上で特に質といった部分で重視したのは、ここにも書いてありますとおり住宅の省エネルギーの関連でございまして、高齢者設備のところ、あとは耐震性能といったところで住宅の品質あるいは性能といった部分が住生活基本計画の中でも掲げられておりますので、そういった観点から質の部分というのを検討してきたところでございます。

津谷部会長 大江専門委員、望月専門委員よろしいでしょうか。

望月専門委員 一応考え方は大江先生に言っていただいたので、そういうことなのだとわかったのですが、では果たして今、お答えいただいたことがそれに合っているかどうかは問題で、この問題を今、触れてもしようがないので、それはもう結構です。ただ、まさに大江先生がおっしゃられたことを知りたかったということです。

津谷部会長 ありがとうございます。

大江専門委員、いかがでしょうか。先ほどのお答えでよろしいでしょうか。

大江専門委員 結構だと思います。今後、住宅ストック、良いものは残っているのかどうかとか、そういうマクロ的なことを国としては把握しておきたいし、公共団体等もそういう情報をもとにして、地域の住宅政策をつくっていききたいということだと思いますので、時代の変化とともに質の考え方も変わってまいりますので、継続して検討していくことが必要だろうと思いますし、実際に調査事項を入れるかどうかに関しては調査実施上の問題は非常に大きいと思いますので、その点を勘案して実施していくということで扱っていただければ良いのではないかと考えております。

津谷部会長 廣松委員、何か御意見はございますでしょうか。

廣松委員 今までの御議論を伺った上での補足ですが、望月専門委員がおっしゃった最初の御質問に関しては、統括官室からお答えがあったとおりでございます。ただ、この部会だけで

はなくてほかの部会での審議に共通することですが、基幹統計調査を審議するときには1つ大きな制約があります。具体的にこの調査票にありますとおり、平成25年10月1日の実施というのは守らなければいけない期日でございます、特にこういう大きな調査になりますと準備のためにかなり時間がかかる。したがって、このタイミングで平成25年10月に行う予定の調査の審議をしているということです。

今この場で議論をしておりますことを、来年2月に答申をして、それが了承されれば25年10月に調査を行い、その結果が出るのはそれから1年ぐらい先の恐らく26年のこととなります。したがって、かなり先の話ですので、確かに読めないところ、つまり不確定要素があることは事実なのですが、我々が今判断すべきことは、少なくとも現時点で25年10月に行う調査に関して、過去の経緯、現時点での社会経済的な状況を踏まえて適当かどうかということだと思います。

それから、質の話に関してですが、確かにこれは大変悩ましい点です。これはまた後で話題になりますが、住生活基本調査との関係で言うと、ここで言っている質というものは先ほど大江専門委員もおっしゃったとおり、何らかの形で数量化できる客観的なものであって、意識ではありません。

そうすると質の基準と言った場合、調査実施者なり政策を直接担当されている部局が考えられている基準ということになると思います。また、この調査の対象者は世帯・個人です。調査実施者が質について本当にきちんと、大変厳密に概念規定をして調査を行ったとしても、調査対象者がその通り理解していただけるかどうかについても、難しいところがあります。まさに大江専門委員がおっしゃったとおり、この問題は多分永遠の課題であって、これからもずっと問い続けていかなければいけない問題、課題ではないかと思えます。

少なくとも今回の計画では調査実施者、政策担当部局、そして調査の実査を行う地方公共団体の方も加わった研究会で、いろいろ検討いただいた結果としてこういう結論になったということですので、私個人はこれまでのいろいろなほかの調査の検討経緯等と比較考量してみても、十分検討していただいた計画であると評価して良いのではないかと考えています。

津谷部会長 ありがとうございます。

部会は基幹統計調査を審議するところでございますので、基本的にはいろいろな意識は聞きづらいということと、今回の調査は第14回目の調査で、時系列で5年ごとに実施されている調査ですので、時系列の統計の継続性も考えていく必要もあるかと思えます。

一応、今回の調査ではこの住宅の質に係る調査事項について新規の追加はしないで、前回調査の調査項目を引き続き用いて把握をしたいということについてでございますが、これについてお認めしてよろしいでしょうか。その他、宿題などを出しまして、また更なる御説明が必要なようでしたら、ここで御発言をお願いします。

大江専門委員、どうぞ。

大江専門委員 これについては結構なのですが、ちょうどこの御説明の中でステップ1の変更削除等の要望があつて、それは年収とか面積に関するものであつたということで、これは調査実施上、被調査者が面積を書き込むときに何を参照するかということ、持ち家であれば固定資産税の毎年来るものであるとか、借家であれば契約時の重要事項説明ということになるかと思うのですが、その点については調査者、被調査者が書き込む時のマニュアルといいますか、手引きの中でどういう形でそれについて書いてあるかというあたり、もしよければ御説明を。それから、面積は例えばマンションを買ったときの売主が示している面積と、登記簿に入れる面積とは違ったり、壁芯でやるか内法でやるかとか、いろいろ細かいこともあつたりするので、

どのように書くのが良いのかということについておすすめしているのかどうか、そのあたりについて伺いたい。

津谷部会長 個別の事項を審議していくときにもできるかと思えますけれども、御質問に簡単にお答えお願いをいたします。

平澤課長補佐 調査票を記入していただく際に、「調査票の記入のしかた」というものを一緒に世帯に配布して、それを参考にしながら調査票を書いていただくということでございますが、その中で今ありました借家であれば契約書等について御覧くださいといった誘導は特にしておりません。ただ、面積等についてはその間取りの図みみたいなものを載せまして、この間取りで言うとこの合計の面積をここに記入してくださいといった形での誘導はしてあるところでございます。

大江専門委員 要するに被調査者のそういう御負担が軽減されれば、必要なものに対して調査しなくて良いのではないかという意見が出てこないようになるのではないかと思います、それで伺っただけでございます。

津谷部会長 ありがとうございます。

では、繰り返しになりますが、新規の調査事項の追加は住宅の質についてはしないということで、御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長 ありがとうございます。

では、続きまして(2)でございます。世帯の収入構造等に関する調査事項を追加することの指摘についてでございます。審査資料3-1の審査メモに沿いまして、金子調査官から御説明をお願いいたします。

金子調査官 それでは、御説明させていただきます。

前回調査の統計委員会の答申における今後の課題の2番目は、調査メモ23ページの枠書きに記載されておりますとおり、世帯の収入構造等に関する調査事項の追加の検討であります。

これが記載された背景については、前回の調査の審議におきまして、住宅・土地に関する施策の企画立案に当たっては、国民は住宅を購入あるいは既存のものを選択するといった際に、どのようなことに影響されているのかといったことを明らかにする必要があるのではないかと。また、そうした分析の際に利用できる経済面の情報というものが、この調査の中では世帯全体の収入だけでは不十分ではないかといった問題意識から記載されたものであります。

これにつきまして、総務省では収入構造等に関する調査事項の追加についても、先ほど何回か出ております研究会で検討したということでもありますけれども、報告者負担といった問題等々から追加は難しいという結論に至ったという説明を受けております。

私どもといたしましては、これにつきましても、その検討経緯について詳細に確認をした上で、そういった結論の適否を検討することが必要と考えているところでございます。

なお、世帯の収入構造等に関する調査事項につきましては、国土交通省が実施しております一般統計調査である住生活総合調査というもののうち、従前は収入に関する調査事項として、世帯員ごとに収入の有無といった事項が調査把握されておりましたけれども、平成20年に、住宅・土地統計調査の調査対象の一部について、この住生活総合調査で調査するという形がとられた際に、フェース事項とともに削除されたという経緯がございます。

私からの説明は以上であります。

津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から詳細な説明をお願いいたします。

平澤課長補佐 それでは、資料3-3の別紙2に基づいて説明させていただきます。

今、審査官室からも説明がありましたとおり、こちらの事項はまず背景としまして住宅需要実態調査、これは今、住生活総合調査という調査でございますが、そちらとの関連が密接に関係してまいります。

簡単に説明いたしますと、こちらの背景に書いてあるところでございますが、15ページを御覧いただきたいと思っております。こちらは3番目の議題のときに用いる資料ではあるのですが、住生活総合調査と住宅・土地統計調査との関連をまず皆さんにお知らせするため、先に説明させていただきたいと思っております。

平成10年から平成15年、平成20年という形で調査の対象が移り変わってきております。そちらの状況を示したものでございます。

まず平成10年の調査でございますが、1つの調査区、外側の枠囲みを1つの調査区と見ておりますが、平成10年のときは調査区を2つに割りまして、片方を住宅・土地統計調査の調査対象にしている。残り半分を住宅需要実態調査の調査区ということで、住宅需要実態調査につきましては、この分割した調査区の中から約3分の1、概ね8世帯ということになりますが、そちらを調査対象として調査をしていたところでございます。

平成15年の調査では、地域別のより詳細な結果を作成・集計するというところで、市町村別結果の拡大を行う観点から、平成10年は集落抽出だったところを平成15年に2段抽出という形で、調査区の中から17住戸を抽出して調査する方法に変更しております。住宅需要実態調査では、同じ調査区の中で住宅・土地統計調査の調査対象とならなかった世帯を抽出して調査を行うという仕組みで、この2つの調査を実施してまいりました。一番下の平成20年でございますが、ここでは調査区の中から住宅・土地統計調査が当たった世帯に対して、住生活総合調査を行うということで、結果のリンケージ等を図る観点からこういった形で調査を実施してきたところでございます。

このような状況を踏まえまして、お手元の資料の別紙2に戻っていただきたいと思っておりますが、平成20年の調査において住宅・土地統計調査の客体となった世帯に対して住生活総合調査も行うという方法に変更したことで、それまでは別々の客体に当てておりましたので、フェース事項（世帯あるいは世帯員に関する事項）はそれぞれで把握していたところでございますが、平成20年からはフェース事項については住生活総合調査のほうからは削除しまして、集計する際に住宅・土地統計調査の世帯の情報を用いて集計するという形で調査の簡略化、効率化を図ってきたところでございます。これに伴い、もともと15年までの住宅需要実態調査の中には世帯員ごとの収入の有無という調査事項がございまして、フェース事項を統一化することによって、住宅需要実態調査のフェース事項にありました世帯員ごとの収入の有無を削除せざるを得なかったという状況でしたが、その部分について前回調査の部会審議において、世帯員ごとの収入の有無の調査事項を経済項目である貯蓄額、住宅ローン残高等とあわせて把握できないかといった議論がございました。

一番下のところになりますが、前回の部会の中でも記入者負担の増大、それに伴う結果精度への影響、あとは住宅・土地統計調査については市町村別結果を必要とするといったような調査でもございますので、そういった調査の中で必要性があるのかないのかといったところを考慮しまして、前回は対応困難としたところでございます。

ページ1枚おめくりいただきまして今回の検討状況でございますが、収入構造に関する指摘につきましては、前回の部会等の議事録等を見ても住宅・土地統計調査、住生活総合調査の2つの調査に対する課題といった形とも受け取れます。

住宅・土地統計調査においては、これらの事項を改めて把握の可能性があるのかどうかという部分を検討してまいりましたけれども、その記入者負担の増等、世帯の忌避感が増大するということから、基幹統計の円滑な実施にこれらの事項が大きな影響を与えるという恐れがあるといったところで、既に住宅・土地統計調査では年間収入という経済項目を把握しております、その上さらに詳細な経済項目を住宅・土地統計調査で捉える必要があるのかないのか。やはり住宅・土地統計調査は住宅に関連する事項がメインということでございます。ある程度世帯事項が必要になってくる部分はありますけれども、余り経済事項に偏って調査するといったことで調査の趣旨がずれてしまうこともございまして、今回、調査事項については記入者負担の増等も含めて調査することは困難ではないかということで、一定程度の結論を得られてございます。

また、他の統計調査、これは全国消費実態調査ですが、経済関連項目、収支の事項について一定程度把握している。併せて住宅事項も概ね基準となるようなところについては把握しているといったことから、そういった観点からもこの調査で経済関連項目を詳細に調査するといったことについては行わないという結論に至りました。

なお書きにも書いてございますとおり、住生活総合調査において実は平成20年に貯蓄残高、所有する不動産の価値、住宅ローン残高と返済期間というものを新たな項目として調査したところでございますが、調査の実施後、多くの地方公共団体等からは経済項目に関する世帯の忌避感が非常に高く、調査全体への信頼に与える影響が非常に高いといったことから、今回25年の調査ではこれらの事項を削除する予定ということで考えているとのことでございます。

以上です。

津谷部会長 ありがとうございます。

総務省統計局の御説明では世帯の収入構造、世帯の収入全体ではなく収入の構造及び各世帯員の収入等に係る調査事項を追加することについて検討を行ったところ、調査に対する報告者の負担及び忌避感が増大し、調査の円滑な実施に大きな影響を与える恐れがあることから、新規に追加することは困難であるという結論のようでございます。

これに対する御意見、御質問のある方はどうぞ発言をお願いいたします。廣松委員、何かございますでしょうか。

廣松委員 これも毎回出てくる議論で、もちろん収入構造について負債も含めてとれば、それが最も理想的な形だと思いますが、少なくともこれまで住宅・土地統計調査、住生活総合調査で何回かそれを行ってみた結果、きわめて難しいというのが現実だと思います。

資料のどこかに書いてあったように思いますが、規模は違いますけれども、全国消費実態調査では何とかそれを維持しているわけですが、現時点でこの調査に収入構造に関する調査事項をつけ加えることは、大変困難であるという判断をせざるを得ないと思います。ただ、それをこのままずっと続けていくのか、あるいはある段階で、導入に関して再度というか、真剣に考えるべき時期が来るかもしれませんけれども、今回平成25年の調査に関してはここに挙げられたようないろんな状況を見る限り、難しいというのが私の判断です。

津谷部会長 ありがとうございます。

大江専門委員、何か御意見、御発言ございませんか。望月専門委員、いかがでございますか。

望月専門委員 これはこのままでいいと思います。逆に言えば、このことを何のために知る必要があるのかというのが私にはよくわからないので、この議論はもうここでおしまいにしたほうがいいのではないかと思います。できないからやらないのではなくて、必要がないからやなくてもいいのではないかと思います。多分そういうことなのではないかと思いました。

津谷部会長 ありがとうございます。

濱専門委員、御意見ございませんでしょうか。

濱専門委員 この審議のとおりでよろしいかと思えます。現実的ではないと思えます。

津谷部会長 ありがとうございます。

大江専門委員、どうぞ。

大江専門委員 今の望月専門委員の御発言で気がついて、廣松委員の御発言とも関連するのですが、多分、住宅困窮世帯等が広まって行って、つまり今の住宅・土地統計調査は世帯が住宅を取得して、そして資産形成をしていくという、主に70年代を中心とするような社会状況を背景にしてつくられている部分がかかなり多いと思うのです。そういう意味では把握しなくていいということだと思いますが、状況が変わって住宅に関する調査というものの性格が変わっていったときには、またそれを別の形で把握するということが必要になる時期はあるかもしれない。それは大きく枠組みが変わるときだと思いますので、そういう時にはまた議論していく必要があるのではないかという感じがいたしました。

津谷部会長 ありがとうございます。

調査の中期的な展望に係る御意見かと思えます。ありがとうございます。

では、これに関しましては、今回の調査では新規に世帯の収入構造及び各世帯員別の所得というものについての項目を追加することはしないということで御了解をいただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。

では、続きまして、この住生活総合調査との関係を整理し、統合すること等の是非等を検討することという(3)の課題でございます。これにつきまして審査資料3-1の審査メモに従って、金子調査官から御説明をお願いいたします。

金子調査官 御説明いたします。

前回調査に係る統計委員会の答申における今後の課題の3番目ということで、これも審査メモの23ページの枠書に記載しておるところでございますけれども、住宅・土地統計調査と国土交通省が実施している一般統計調査である住生活総合調査との統合の是非といったものを検討するということであります。

この事項については、先ほど世帯の収入構造等に関する調査事項の追加に関する検討に係る説明で少し触れましたけれども、平成20年に住宅・土地統計調査の調査対象の一部について、この住生活総合調査を実施するというところで、利用面では両調査一体的に利用できるようになった部分があったということに端を発しまして、当時のこの人口・社会統計部会において、住生活総合調査は住宅・土地統計調査の附帯調査のような位置づけになったと認識され、そうした認識のもとで、そういうことであれば住生活総合調査を住宅・土地統計調査の丙調査のような形で取り組んでしまうことも考えられるのではないかとといった問題意識から記載されたものであります。

総務省は、これを踏まえまして、国土交通省とともに統合の是非を検討したということで、初めに諮問の概要で御説明しましたが、両調査を統合しますと調査事項が相当な分量になるということで、調査事項の大幅な削減を行わざるを得ない状況であります。やはり施策の検討といった意味から申しますと、その必要な情報である部分が削除されるというものは難しいということでもあります。

同時実施についても、それを実際に試験調査で行いましたが、単独で実施されたケースに比べると、同時に実施されたケースというものは調査票の回収率が低下するというところで、同時実施というものも難しいという結論に至ったという説明を受けています。私どもとしても、こ

れもほかの課題と同様にそういった検討の経過につきまして詳細に確認をいたしまして、この結論の適否を検討することが必要と考えているところであります。

以上であります。

津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から詳細な説明をお願いいたします。

平澤課長補佐 それでは、お手元の資料 3-3 の別紙 3 に基づきまして説明したいと思えます。7 ページになります。住生活総合調査との関係整理でございます。

背景でございますが、前回の調査実施に当たりましては、先ほど申したとおりフェース事項等を共通化ということで、同じ世帯にこの 2 つの調査票を配布して、それぞれ世帯に記入していただくというような方法で調査を実施いたしました。

住生活総合調査の集計時において、この 2 つの調査は結果のデータのリンケージを図るということで、同じ世帯に当たっておりますので、その同じ世帯の 2 つの調査票をつなげまして集計を行うということで、両調査の結果が一体的に利用されることとなったところでございます。ある意味、結果利用上の観点では既に統合が図られたといった状況かと思えますが、しかしながら調査の方法としまして、住宅・土地統計調査の 2 カ月後に住生活総合調査が同じ世帯に実施されるということで、世帯の負担感、不公平感等が問題となっております、25 年度調査では統合することの是非を検討するという提言されたものであると認識しております。

検討状況でございます。住生活総合調査との統合の可否については、国土交通省さんと検討を進めてきたところでございますが、まず、それぞれの調査票のボリュームでございます。住宅・土地統計調査が調査票甲で 4 面、住生活総合調査は 8 面という形になりまして、それを合計しますと全体で 12 面以上になるということでございます。これを調査事項ベースで考えますと、調査事項の数の数え方にもよりますが、おおむねのところ住宅・土地統計調査では 33 問、住生活総合調査では 46 問となりまして、2 つ合わせますと合計 79 問になるということでございます。

そうしますと、やはり基幹統計として実施する上では記入者負担が大きく増加するといったところから、調査事項を大きく削減しないことにはなかなか実現が難しいだろうということになっております。

ちなみに右下のページ番号 17 というところで、参考 3 ということで平成 20 年の住生活総合調査の調査票を添付させていただきました。こちらの調査票は幾つかページをめくっていただきますとわかるかと思うのですが、1 つの問いに対してそれぞれ満足している、満足していないといった更問がまた細かく記述されている状況でございます、世帯に与える負担感あるいは負担そのものも非常に高いと考えられると思えます。

別紙 3 に戻りまして、このような状況の中でこれらの調査事項、住宅・土地統計調査は基幹統計調査としての役割もでございます。市町村単位で結果表章をする重要な基幹統計であるということ、また一方で住生活総合調査についても、住生活基本法に基づく基本計画の中で都道府県計画も含めて住生活関連諸施策の策定、達成度の把握といった指標に用いられていることから、調査事項の大幅な削減が困難ということでもございますので、この 2 つの調査の統合については困難であるという結論に至ったところでございます。

(2) でございますけれども、同時実施に係る検討ということで、統合は困難であるということではありますが、基本計画における提言の重要性に鑑みまして、実際に同一時期に実施する方法があるのかないのかということを検討してみたところでございますが、具体的に説明しますと、住宅・土地統計調査は都道府県、市町村の統計主幹課の流れ、住生活総合調査について

は国土交通省の住宅主幹課の流れで調査をするところでございます。この点につきまして、また参考資料で見たいと思うのですが、13 ページで参考 1 に住宅・土地統計調査と住生活総合調査の内容比較で表をまとめさせていただきました。

まず目的がそれぞれ書いてありますが、住宅・土地統計調査が物理的、客観的な事項を調査するといったことに対して、住生活総合調査については意識を調査し、いわゆる住宅のソフト面といった住生活の面を中心に把握していくといったところで目的がまず違うということ。調査日はこれまで御説明したとおり、住生活総合調査は住宅・土地統計調査の2カ月後に実施されるという違いもございます。

調査区数でございますが、住宅・土地統計調査が約 21 万、住生活総合調査がその大体 15 分の 1 ぐらい、1 万 2,900 と規模もかなり違います。調査対象数も 350 万対約 10 万ということで 35 対 1 という割合になってございます。

調査の方法でございますが、住宅・土地統計調査は空き家も調査対象でございますが、住生活総合調査は世帯に調査票を配布するというので、空き家は対象とならず、もし該当する住宅が空き家だった場合はその代替世帯を調査することになっております。調査の流れは先ほど説明したとおりでございます。

集計の単位についても住宅・土地統計調査については市町村単位。人口規模が小さい町村の場合には未表章でございますが、基本的に全市町村単位で表章というところでは、住生活総合調査については郡部単位、都道府県単位では集計しないということでございまして、住生活総合調査のほうをもし都道府県単位で集計する場合は、各都道府県が追加で同類の調査票を他の世帯に配布しまして、結果を積み上げて集計するといったことで住生活総合調査の都道府県別結果は出力していると聞いております。

統計の種類も基幹統計と一般統計で違いがあり、以上のように住宅・土地統計調査と住生活総合調査、それぞれ調査の性質等も違ってるところでございます。

別紙 3、8 ページに戻らせていただきます。このような違いもございますが、住宅・土地統計調査は我が国最大規模の基幹統計ということでもございまして、調査を円滑に実施するためには、全国統一的な事務の流れで整理しなければならないといったところがございます。地方公共団体の統計主管課も、もし同時実施でやるということになりますと一括して調査を請け負わなければいけないといったことになり、事務負担の面でも多大なる負担が発生してしまいますし、これまで住宅・土地統計調査は単体だけでも結構大きな負担だったところを、改めて住生活総合調査が加わるということになりますと本当に事務負担が大きくなり、円滑な調査実施が対応困難といったことで、基幹統計の結果精度に影響を及ぼすことが懸念されたところがございます。

2 つ目の懸念材料としましては、先ほど調査対象が 35 分の 1 ということで申し上げましたけれども、受け持つ調査員、住宅・土地統計調査の場合は 1 人が 2～3 調査区を受け持つということで処理をしておりますが、そのうち住生活総合調査の調査対象として同時に行う調査区というものも対象にしてしまいますと、調査員が受け持つ調査区ごとに取扱いが異なってしまうといったことで、調査員事務についても非常に高度化してしまいます。本来であれば 1 調査員が同一の調査方法で調査を行う調査区を受け持つことがよいのですが、そうしますと、今度は逆に地理的に 1 人の調査員が非常に遠くの調査区を複数受け持たなければいけないといったことも考えられますので、こういった調査員の負担といった部分についても懸念がありました。

それ以外にお金回りのところもございまして、先ほど申したとおり住生活総合調査については別途都道府県等で拡大調査を行うことになりまして、住宅・土地統計調査のみを実施する調

査区と、住宅・土地統計調査と住生活総合調査を実施する調査区と、さらに住宅・土地統計調査と住生活総合調査の拡大の調査を実施する調査区というのが発生し、調査を行う上で統一性が図れないといったことが、事務負担に与える影響が大きいといった懸念が出てくるところでございます。

とは言うものの、机上ではこのような検討を進めてきたということではございますが、同時実施の可能性を実際に定性的、定量的な根拠を基に導き出すといった意味合いから、今年7月に試験調査を実施いたしまして、その中で2つの調査を同時に実施したということではございます。

試験調査の規模としましては5都府県10市町で実施しまして、全体で120調査区のうち約3分の1に当たる40調査区について同時実施で試験調査を実施いたしました。また調査区ベースで考えますと、1つの調査区から住宅・土地統計調査の場合は17住戸を抽出するというところでございますが、住生活総合調査では、そのうちから12世帯を抽出して調査を行うということで、調査区の中での調査員の調査票を配り分けるといった事務も発生するといった状況で実施したところでございます。

試験調査の結果、回収率を見ますと、住宅・土地統計調査の調査票のみを配布した世帯の回収率が83.1%であったのに対して、2つの調査の調査票を同時に配付した世帯の回収率が79.8%とわずかながら、-3.3ポイントぐらい差があったところでございますが、9ページを見ますと、特に大都市ではこの差が顕著にあらわれまして、世田谷で12.8、荒川で10、名古屋で10.4、京都市に至っては19.7という差が生じ、回収率に大きな開きが出ているところでございまして、この2つの調査を同時に実施するといった影響が、特に大都市については顕著にあらわれるのではないかとという結果となっております。

試験調査において調査票の誤配付も何件か発生したと聞いているところでございます。試験調査という非常に小規模の調査であっても、このような誤りが発生したということは、実際、本番調査になりますと試験調査の何百倍といった規模で実施しますので、このような配布誤り等も何百倍の数が出るといった懸念もございます。

定性的な検証といったことで、試験調査を担当しました統計主管課からの報告といったことに基づいて考えますと、報告義務についての取扱いが違うということで、基幹統計であれば申告義務がありますし、一般統計であれば申告義務はないといったところもございます。そういった部分での影響があるのではないかとということ、また調査員が調査客体の訪問した際に混乱を招くというようなこと、あとは調査員事務が高度となるといったことから調査員の確保が困難となり、両調査を支障なく実施することは厳しいといった内容のたくさんの反対意見が寄せられたところでございます。

これらの反対意見については、確かに事務が煩雑だといったところの部分ではあるのですが、事務が煩雑になるがゆえに、結果精度に与える影響が懸念されるといったことでの意見でございました。

以上のような検討の結果、できる限りのことは行ってきたのでございますけれども、統合、同時実施については困難という結論に至りまして、ただ、20年における調査方法の中で世帯に与える負担感については、多少工夫する余地があるのではないかとということ、住生活総合調査の実施に先立って両調査を行う趣旨等を事前に周知する、あるいは名簿等を両調査の間で利活用するといったことの工夫策を図っていこうとしているところでございます。

以上です。

津谷部会長 ありがとうございます。

総務省統計局の御説明では、住宅・土地統計調査と住生活総合調査を統合することについて検討したところ、なかなか難しいという判断であったように思います。ただ、この事項の重要性をかんがみて、同時実施について行うことの適否及び可能性についても検証されたようですが、これについてもなかなか困難であるという結論のようです。このようなことから、平成25年住宅・土地統計調査は、前回平成20年調査の方法を基本とした上で実施をするとされておりますが、その一方で国土交通省と連携を図って、住生活総合調査の調査対象となる世帯の負担感の軽減及び実査の効率化など、実務面での創意工夫についてこれからも対応していきたいという結論のようでございます。

これにつきまして御意見、御質問おありになる方は御発言をお願いいたします。大江専門委員、いかがでございますか。

大江専門委員 いろいろ御検討いただいて非常に妥当な結論に至ったのではないかと思います。結果として住生活総合調査についても負担軽減にいくということですので、現時点で非常にいいところに落ち着いたと思っております。

津谷部会長 ありがとうございます。

廣松委員、いかがでございますか。

廣松委員 私も結論はこれで賛成ですが、今回、住宅・土地統計調査ではインターネット調査を導入するという計画になっています。ただし、今回の試験調査は調査員調査をとりあえず前提として行われたわけですけれども、これは中長期的な将来の課題かもしれませんが、住生活総合調査との連携をうまくとって調査員調査、郵送調査、インターネット調査などをうまく組み合わせることができるような手だてがないかどうかを探っていただければと思います。

津谷部会長 ありがとうございます。

では、これにつきましても同時実施及び統合については難しい。平成20年調査の調査方法を基本的に踏襲しながら実査の面で工夫をしていくということで、御了解いただいたとさせていただきます。よろしいでしょうか。

望月専門委員 これは了解しましたので、それはいいのですけれども、この住生活総合調査をそもそも合体させたい、しなければいけないといったときの一番の目的は何だったのでしょうか。

廣松委員 その点は先ほども説明がありましたが、住宅・土地統計調査は客観的な事実を把握し、住生活総合調査で意識を把握するという。

望月専門委員 いや、合体させるということの。

廣松委員 ええ、ですから同じ人に客観的な事実と意識とをあわせて聞きたいという要望もありました。

望月専門委員 意識をあわせるのが一番高い目的ですね。20年の調査でそれを果たしているということですね。

廣松委員 データのリンケージによって、一部できるようになった。

望月専門委員 それが基本できてきているということですね。あとは技術的な手法の問題で同時云々というものはできないと。

廣松委員 そうですね。

望月専門委員 ですから、その目的を果たせていないということですね。

廣松委員 はい、技術的に同時実施は難しいということです。したがって、データのリンケージを20年調査について行ったということだと思います。

望月専門委員 アウトプットもその辺はうまくできているということですね。

廣松委員 はい。

望月専門委員 それが果たしているということであれば。

津谷部会長 よろしいでしょうか。それでは、お認めいただいたということにさせていただきます。

(「異議なし」と声あり)

続きまして「イ 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘への対応状況」につきまして、金子調査官から説明をお願いいたします。

金子調査官 御説明させていただきます。

基本計画におきましても、本調査については指摘がございまして、審査メモ 24 ページに枠書きに記載されている①～③であります。このうち②と③は先ほど御機論いただきました前回調査に係る答申を引用したものでございますので、残るものは①ということで、①は住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や、あり方の見直しということであります。

これは基本計画を策定する際に、当時、人口・社会統計関係を審議していた第3ワーキンググループというものが統計委員会にございまして、そこの中の議論といたしまして、先ほども触れましたけれども、住宅に関する諸政策が住宅の量の確保から質の確保に転換された中で、住宅・土地統計調査の役割も変わったはずである。そういうことであれば全数調査である国勢調査と、大規模標本調査である住宅・土地統計調査の関係について十分な整理が行われているのか。そこの整理の状況によっては、住宅・土地統計調査のあり方を再検討する必要があるのではないかとといった問題意識から記載されたものであります。

総務省では、これを踏まえて検討を行ったということで、検討結果として住宅・土地統計調査の結果について国勢調査の結果との整合性がとりやすくなるよう、集計上の工夫を行うといった説明をしております。

私どもとしては、こうした集計上の工夫というものの以外の観点から何らかの検討が行われているのか。行われている場合、その検討結果を確認した上で、こうした対応の適否を検討したいと考えております。

以上であります。

津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から詳細な説明をお願いいたします。

平澤課長補佐 それでは、資料3-3の別紙4に基づきまして説明させていただきます。

今、審査官室からも説明がありましたとおり、基本計画で掲げられた課題のうち②と③につきましては、前回答申の課題とかぶっておりますので、そちらの検討状況のとおりということで割愛させていただきたいと思っております。

①の国勢調査との関係、あり方の見直しという観点でございます。まずこの基本計画でございますが、この中では住宅・土地統計調査の企画時までこの課題についての結論を得るということで、この課題が掲げられております。ですので、住宅・土地統計調査の実施において国勢調査との関係の整理の上で可能なことということで、当方で検討を進めてまいりました。相手のある話でもありますので、ひとまずは住宅・土地統計調査でできることということで検討を進めてきたということでございます。

検討の結果としましては下の図にもありますとおり、集計において国勢調査と住宅・土地統計調査との連携を図ることでの工夫ができないかといったところでございます。

国勢調査は世帯、世帯員単位で調査を実施しているところですが、住宅・土地統計調査の場合につきましては世帯人員単位での調査という、より詳細な部分までは調査していません。ただし、世帯事項については一定程度調査してございまして、1つ集計の事項の中で下の例示で説明いたしますと、家族類型の結果表があるかと思いますが、従来はこの核家族世帯の中で夫婦と子供からなる世帯、片親、男親と子供からなる世帯、女親と子供からなる世帯と、この3区分につきましてそれぞれ世帯数を集計していましたが、例えば、夫婦と子供からなる世帯といった部分につきまして、老夫婦とその2人を支える40歳、50歳代の息子からなる世帯なのか、あるいは30歳代夫婦と幼児、保育児といったような世帯なのか、その2つの捉え方があるかと思いますが、この部分を集計におきまして夫婦のいずれかが家計主なのか、これは若い世帯のほうですね。それから、子供が家計主なのかというようなことで、2つの世帯の属性に分類した上で集計を行うといったことでの対応を図ることと考えております。国勢調査は世帯についてより詳細に捉えているといった調査でもございますので、そういった国勢調査との連携を図る意味で集計上の工夫を行ったということでございます。

調査の対象ということで考えてみますと、資料の中には書いていないのですが、例えば会社の寮みたいなどころにつきましては、住宅・土地統計調査は住宅あるいは建物を捉えるというのが主目的でございますから、そういった寮のところについては調査票を1枚配りまして、その寮に暮らしている世帯員数を書いていただくという形で調査をしているところ、国勢調査の場合は会社の寮につきましても、世帯ごとに調査票を配付してございまして、そういった食い違いがあるところを住宅・土地統計調査のほうも国勢調査と同じような形で調査できないかといったところも検討した部分ではあるのですが、やはり住宅・土地統計調査はあくまでも器がメインといったことで、調査の効率性を加味して、そういった会社の寮などに対する調査については従来どおり実施するというところで考えているところでございます。

この点についての検討状況は以上でございます。

津谷部会長 ありがとうございます。

基本計画において指摘された住宅・土地に関する統計の総合的体系について、検討するべきという3つの事柄の最後に残っております最初の項目でございます。これにつきまして、住宅・土地統計調査と国勢調査との関係、あり方の見直しということについて御説明がございました。このことにつきまして御意見、御質問おありになりましたら、どうぞ御発言をお願いいたします。廣松委員、いかがでございますか。

廣松委員 私もこのワーキンググループに参加していた者の1人ですが、問題意識は先ほど審査官室から御説明いただいたとおりで、国勢調査について日本語では国勢という言葉を用いていますけれども、英語ではPopulation and Housing Censusです。特にラウンドセンサスの場合には、住宅に関しても調査項目として入れるようにという国連のガイドラインができています。日本は比較的それに忠実に従って実施しているわけです。

一方で、住宅・土地統計調査になる前の住宅統計調査について見ると、当然時代的な背景があった訳ですが、昭和23年から始まって、その時の社会状況というか住宅状況を踏まえて、これだけ大規模な標本調査が続けられてきました。この調査は、現在、日本で行われている標本調査の中で最も大きな調査なわけですが、いろんな意味で国勢調査と住宅・土地統計調査の両方のあり方及び関係を見直してもいいのではないかと、あるいはそういう時期に来ているのではないかとこの意見だったように思います。

具体的に両調査についてどうすべきかという議論が出るころまで煮詰まったわけではございません。このような経緯から、住宅・土地統計調査の今回の諮問の中で、この点が盛り込まれ

たのだと思います。それはそれとして、もう少し別の観点から、特に実査上の観点からいくと、もっと大きな話になりますけれども、こういう大きな調査の周期の問題にも絡む問題になります。御存じのとおり平成 25 年にこの調査が行われる予定ですが、27 年には国勢調査がありますし、そして産業関係でも、その間にまた大きな調査の実施予定がある。

そうすると、もちろん世帯調査と企業・事業所対象の調査と性格が違うことは事実ですが、一方で地方公共団体のリソースを考えると、平準化も含めて何らかの策を考えないと、実査の面で大変大きな障害が出てくる危険性もある。その意味で、この点はこの部会で議論する内容ではないと思いますけれども、少なくとも現行の基本計画を議論したときに、そういう背景もあったということ意識しておく必要があるのではないかと思います。

ただ、今回の住宅・土地統計調査に関して、別紙 4 に書いていただいたように国勢調査で調査されている情報の中で、この住宅・土地統計調査に使えるようなものがあれば、それはぜひ積極的に取り入れていただいて、少なくとも先ほどの住宅・土地統計調査と住宅総合調査と同じような形で、両者のリンクが今後より一層緊密に取れるように努力をお願いしたいと思います。

津谷部会長 ありがとうございます。

国勢調査と住宅・土地統計調査は少し年次がずれますが、国勢調査は悉皆調査、つまり全数調査ですので、報告者の負担、実査の負担が大変大きいということは確かかと思えます。ただ我が国の国勢調査は英語でいうと Population and Household Census、欧米の人口センサスは Population and Housing Census ということで、世帯に関する調査事項が豊富であるということは我が国の国勢調査の特色かと思うのですが、そういう意味でもこの調査と国勢調査との関係ということ考えたときに、非常に大きな変更というものは難しい。ただ、国勢調査の結果との整合がとりやすくなるような集計上及び質問の選択肢の工夫などをすることで対応をしたいということで、御了解をいただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長 ありがとうございます。

金子調査官 時間も来ているので 1 点だけ調査実施者に確認したいのですが、今回の対応については 25 年の調査の実施時期までに結論が得られる部分については、こういう対応をするという御説明でございましたけれども、この課題の対応の関係で 25 年の調査までには結論を得ることは難しいが、こういったような問題もあるのではないかと想定されている部分、あるいは今後そういったものがあれば検討することを考えているような事項、そういったものがあるかどうか、可能な範囲で教えていただければと思います。

平澤課長補佐 現状、住宅・土地統計調査としましては、それ以上のことは考えておりません。

津谷部会長 よろしいでしょうか。

もし時間がありましたら、第 3 回の部会で御質問などございましたら対応させていただきたいと思えます。時間が若干超過をしております。本日の審議はここまでとさせていただきたいと思えます。委員の方々、そして皆様の審議への御協力、本当にありがとうございました。感謝申し上げます。

次回の部会では、調査票の具体的な調査事項の変更内容などについて審議を行うこととしております。また活発な御意見、御議論をお願いしたいと思います。

それでは、次回の部会につきまして金子調査官から御連絡をお願いいたします。

金子調査官 次回の部会につきましては、12月14日金曜日の10時から、本日と同じこちらの会議室で開催いたします。

また、最初の説明でも申し上げましたが、審議対象であります個別事項に関する結果表、今回の調査事項の変更に伴って新たに作成される結果表等の案につきまして、その御意見等、また、次回の部会での審議に必要な資料等としてこういったものを準備してほしいといったことがございましたら、準備の都合もございますので、12月6日までにメール等適宜の方法で、私どもの統計審査官室まで御連絡いただければと思います。

また、この関係では別途事務局から委員、専門委員の皆様方に御連絡を差し上げたいと追いますので、よろしく願いいたします。

次回は先ほど部会長からも御説明がございましたとおり、個別調査事項の変更や調査方法の変更について御審議をいただきたいと考えております。

津谷部会長 なお、本日の部会の結果概要は12月21日金曜日に開催予定の内閣府の統計委員会で私から報告をいたします。なお、結果の概要につきましては事務局から事前に御照会をいたしますので、対応のほうよろしく願いいたします。

以上をもちまして本日の部会は終了といたしたいと思っております。長時間ありがとうございました。